

## 浦添市立中央公民館のサークル活動に関する基準

|      |             |
|------|-------------|
| 基準制定 | 平成21年3月16日  |
| 一部改正 | 平成24年2月28日  |
| 一部改正 | 平成28年2月1日   |
| 一部改正 | 平成29年12月15日 |
| 全部改正 | 令和5年1月11日   |
| 一部改正 | 令和5年11月29日  |

### (目的)

第1条 浦添市立公民館定期利用団体（以下「登録サークル」という。）において、公民館施設を有効かつ公平に提供し、より健全な発展と学習グループとしての自主性の確立を図るため、活動について必要な事項を定めるものとする。

### (登録サークルの基準)

第2条 ここでいう登録サークルは、次の要件を備えたものをいう。

- (1) 公民館を定期的に月1回以上利用すること。
- (2) 自主的な学習活動を主たる目的とし、学んだ成果を持続可能な地域づくりにつなげている団体であること。
- (3) 構成員が5名以上であること。
- (4) 構成員の半数以上の者が市内に居住、通勤又は通学する者であること。
- (5) 代表者が市内在住者であること。なお、講師は代表者にはなれない。
- (6) 市民に広く開かれ、入会及び退会が自由であること。
- (7) 塾や各種教室のように講師が中心となって活動を行っていないこと。
- (8) 会員の親睦交流のみを活動の目的としていないこと。
- (9) 公民館が主催する行事に積極的に参加できること。
- (10) 営利目的、政治的及び宗教的活動は行わないこと。

### (会費等)

第3条 会員から徴収する会費は、主たる活動費に充て経理が明らかであること。会計の情報について、教育委員会から照会があったときは、その求めに応じること。

2 講師への報酬は、公民館が主催する講座の講師謝礼金の額に準じ2時間7千円以内であること。また、同一講師の活用は3サークル以内とする。

3 活動で使用する資料及び材料費は、講師等の利益にならないようにすること。

### (施設の利用)

第4条 登録サークルとして公民館施設の使用を希望する場合は、次のことに留意し所定の手続きを行うこと。

- (1) 1サークルの使用回数は原則として週1回以下で月4回を限度とし、1回の使用時

間は2時間以内とする。

- (2) 一般利用に先だって施設の予約をすることができる。ただし、市の主催・共催事業や補助金団体の利用と重複している場合は、当該団体の利用が優先とする。
- (3) 使用する月の2か月前の初日(平日)から末日(平日)の期間内に「公民館利用許可申請書」を公民館窓口へ提出すること。1か月前からの申請については一般利用扱いとなり、減免適用は認めない。
- (4) 変更(取消)については、使用する日の5日前までに手続きを行うこと。ただし、台風等の天災の場合はこの限りではない。

#### (公民館の支援)

第5条 公民館は登録サークルに対して、次の支援を行う。

- (1) 施設の先行予約
- (2) 施設使用料金(室料のみ)の5割減額適用
- (3) 公民館発行物(公民館広報誌「いきいき」・サークル一覧等)への情報掲載
- (4) 募集等館内掲示板の活用
- (5) 備品倉庫の提供

#### (使用許可の取消)

第6条 公民館は次のいずれかに該当するときには、使用の許可を取消することができる。

- (1) 登録申請の内容や施設利用において虚偽があったとき
- (2) 登録サークルの要件を欠くに至ったとき
- (3) その他チケットや備品の販売の強要等、登録サークルとしてふさわしくない行為があったとき

#### (情報の開示)

第7条 公民館は、登録サークルに関する問い合わせがあった場合、活動内容、代表者及び担当者の氏名・連絡先、講師の氏名等について、第三者に情報提供することができる。

#### (その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は社会教育推進課長が別に定める。

#### 附 則

この基準は令和5年4月1日から実勢する。

この基準は令和5年12月1日から実施する。